2　前項の規定により事務の委託を受けた法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由がなく、当該委託に係る事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

3　第一項の規定により事務の委託を受けた法人の役員又は職員であって当該委託に係る事務に従事するものは、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

本則に次の一章を加える。

第五章　罰則

第三十七条　第三十条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附則第二条を削り、附則第三条を附則第二条とし、附則第四条を削る。

（情報処理の促進に関する法律の一部改正）

第二条　情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章　電子計算機の高度利用等（第三条―第七条）」を「第二章　電子計算機の高度利用等（第三条―第七条）
第一節　電子計算機利用高度化計画の策定等（第三条―第五条）
第二節　情報処理安全確保支援士等（第六条―第二十八条）
第一款　情報処理安全確保支援士試験（第二十九条）」に、「第八条―第十四条」を「第三十条―第三十七条」に、「第十五条―第十九条」を「第三十八条―第四十二条」に、「第二十条―第二十三条」を「第四十三条―第四十六条」に、「第二十四条―第二十八条」を「第四十七条―第五十条」に、「第二十九条・第三十条」を「第五十一条―第五十四条」に改める。

第六条を次のように改める。

（情報処理安全確保支援士の業務）

第六条　情報処理安全確保支援士は、情報処理安全確保支援士の名称を用いて、事業者その他の電子計算機を利用する者によるサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。以下同じ。）の確保のための取組に関し、サイバーセキュリティに関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、必要に応じその取組の実施の状況についての調査、分析及び評価を行い、その結果に基づき指導及び助言を行うことその他事業者その他の電子計算機を利用する者のサイバーセキュリティの確保を支援することを業とする。

第三十条第一号中「第二十条」を「第四十三条第一項及び第二項」に改め、同条第二号中「第二十二条第一項」を「第四十五条第一項」に改め、同条を第五十四条とし、同条の前に次の一条を加える。

第五十三条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第十九条第二項の規定により情報処理安全確保支援士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、情報処理安全確保支援士の名称を使用したもの

二　第二十七条の規定に違反した者

第二十九条中「第十八条」を「第四十一条」に、「違反して秘密を漏らした者」を「違反した者」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同条を第五十二条とし、第四章中同条の前に次の一条を加える。

第五十一条　第二十五条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2　前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第二十八条を削り、第三章第四節中第二十七条を第五十条とし、第二十六条を第四十九条とする。

第二十五条第一項中「第二十一条第一号」を「第四十四条第一号」に、「第二十条第一項第一号」を「第四十三条第一項第一号」に、「第二十三条第一項」を「第四十六条第一項」に改め、同条第二項中「第二十三条第一項」を「第四十六条第一項」に改め、同条を第四十八条とする。

第二十四条第二項中「第二十条第一項第一号」を「第四十三条第一項第一号」に改め、同条を第四十七条とする。

第二十三条第一項中「第二十条第一項第三号」を「第四十三条第一項第三号」に、「第十二条第二項」を「第三十五条第二項」に改め、第三章第三節中同条を第四十六条とする。

第二十二条第一項中「第二十条」を「第四十三条」に改め、同条を第四十五条とする。

第二十一条第二号を次のように改める。

二　前条第一項第六号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに試験事務等

第二十一条を第四十四条とする。

第二十条の見出しを「（業務の範囲等）」に改め、同条第一項中「第十条」を「第三十二条」に改め、第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　サイバーセキュリティに関する講習を行うこと。

第二十条第二項中「第七条第二項の規定による試験事務」を「支援士試験事務、登録事務若しくは技術者試験事務（次条第二号において「試験事務等」という。）又はサイバーセキュリティ基本法第三十条第一項の規定による事務」に改め、同条に次の二項を加える。

3　機構は、第一項第七号に規定する調査のうちサイバーセキュリティに関するものを行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、事業者その他の電子計算機を利用する者によるサイバーセキュリティの確保のため事業者その他の電子計算機を利用する者が講ずべき措置の内容を公表するものとする。

4　前項の規定による公表の方法及び手続については、経済産業省令で定める。

第二十条を第四十三条とし、第三章第二節中第十九条を第四十二条とする。

第十八条中「試験事務に関して」を「その職務上」に、「漏らし」を「漏らし、又は盗用して」に改め、同条を第四十一条とし、第十七条を第四十条とし、第十六条を第三十九条とし、第十五条を第三十八条とする。

第十四条第一項ただし書中「第二十三条第一項」を「第四十六条第一項」に改め、第三章第一節中同条を第三十七条とし、第十三条を第三十六条とする。

第十二条第二項中「第二十条第一項第一号」を「第四十三条第一項第一号」に、「第二十三条第一項」を「第四十六条第一項」に改め、同条を第三十五条とし、第十一条を第三十四条とし、第十条の二を第三十三条とし、第八条から第十条までを二十二条ずつ繰り下げる。

第七条の見出しを削り、同条第二項中「独立行政法人情報処理推進機構」を「機構」に、「以下「試験事務」を「次項及び第四十三条第二項において「技術者試験事務」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　第十条第二項及び第十一条から第十四条までの規定は、情報処理技術者試験及び技術者試験事務について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「第二十九条第二項」と、第十一条（見出しを含む。）中「支援士試験事務規程」とあるのは「技術者試験事務規程」と読み替えるものとする。

第七条中第四項から第八項までを削り、同条第九項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、第二章中同条を第二十九条とする。

第六条の次に次の二十二条及び款名を加える。

（情報処理安全確保支援士の資格）

第七条　情報処理安全確保支援士試験に合格した者その他これと同等以上の能力を有すると認められる者で、経済産業省令で定めるものは、情報処理安全確保支援士となる資格を有する。